

千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金 概要

1 趣旨

保育所等における保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保するため、保育士の負担となっている書類作成業務等の保育業務支援システム（登降園管理や保育計画の作成等）の導入や、外国籍児童の保護者とのやりとりに係る通訳、翻訳等のための機器の購入に必要な経費を支援する。

2 補助対象施設、補助対象経費、補助基準額

	補助対象経費	補助基準額	補助対象園	補助率
①	保育士の業務負担を軽減するため、一定の機能を有するシステムを導入するために要した費用(システムの導入に必要な端末の購入費用等を含む)	1 機能の場合：1 施設当たり 200千円 併せて端末購入等を行う場合 700千円 2 機能の場合：1 施設当たり 400千円 併せて端末購入等を行う場合 900千円 3 機能の場合：1 施設当たり 600千円 併せて端末購入等を行う場合 1,000千円 4 機能の場合：1 施設当たり 800千円 併せて端末購入等を行う場合 1,300千円	①保育所 ②幼保連携型認定こども園 ③小規模保育事業所 ④事業所内保育事業所 ⑤家庭的保育事業所	
②	外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入するために要した費用	1 施設当たり 150千円		
③	i 保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、 <u>園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入するために要した費用</u> （機器の導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む） ii 保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、 <u>保育に係る計画・記録に関する機能を有する機器を導入するために要した費用</u> （システムの導入に必要な端末の購入費用等を含む）	1 施設当たり 200千円 併せて端末購入等を行う場合 700千円	認可外保育事業所 （居宅訪問型を除く） ※施設要件によって、補助対象経費が異なる。	国 2/4 市 1/4 事業者 1/4
④	一時保育を行う事業所における空き状況の確認や予約手続き等の業務をICT化するために要した費用	1 施設当たり 1,000千円	一時預かり事業を実施する事業所	

3 各メニューにおける補助対象経費、補助の要件

【全メニュー共通】

- ア 当該年度内にシステム等の契約、導入（納品）、支払いを行うこと。
前年度中または翌年度に契約、導入、支払いがなされた経費は補助の対象となりません。
- イ 導入したシステム等に、千葉市が指定した必須機能が備わっていること。
- ウ 過年度に補助を受けた事業は対象外（各事業1回のみ）

【Ⅰ 保育業務支援システム】

	補助対象経費	補助基準額	補助対象園	補助率
①	保育士の業務負担を軽減するため、一定の機能を有するシステムを導入するために要した費用(システムの導入に必要な端末の購入費用等を含む)	1機能の場合：1施設当たり 200千円 併せて端末購入等を行う場合 700千円 2機能の場合：1施設当たり 400千円 併せて端末購入等を行う場合 900千円 3機能の場合：1施設当たり 600千円 併せて端末購入等を行う場合 1,000千円 4機能の場合：1施設当たり 800千円 併せて端末購入等を行う場合 1,300千円	①保育所 ②幼保連携型認定こども園 ③小規模保育事業所 ④事業所内保育事業所 ⑤家庭的保育事業所	国 2/4 市 1/4 事業者 1/4

補助対象経費：

システムの導入に要する購入費、リース料、保守料、工事費、通信費及びその消費税

- ◆システムの導入にあたって最低限必要となる端末等の購入費も補助対象経費に含めることができます。
- ◆リース料や保守料等は、当該年度分が補助対象です。翌年度以降の料金は、当該年度中に一括で支払う場合でも補助対象にはなりません。

必須機能：

保育業務支援システムには、下記（ア）～（エ）の機能を備えていること。

※1機能から導入可

- （ア）保育に関する計画・記録に関する機能
- （イ）園児の登園及び降園の管理に関する機能
- （ウ）保護者との連絡に関する機能
- （エ）キャッシュレス決済に関する機能

その他：

- ◆（イ）を導入する施設においては、各施設で作成する安全計画にシステムを活用した安全管理の取り組みについて明記する。
- ◆令和5年度に本事業を活用してシステムに関する機能を導入した施設は、（エ）を導入する場合のみ、再度補助対象（キャッシュレス決済に係る経費のみ）となる。

【Ⅱ 通訳や翻訳のための機器】

	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助対象園
②	外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入するために要した費用	1施設当たり 150千円	3/4 (事業者 1/4)	・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・家庭的保育事業所

補助対象経費：

通訳等機器の導入に要する購入費及びその消費税

- ◆通訳等機器を利用するための環境設定の費用や保証費用も補助対象経費に含めることができます。

必須機能：

日本語と外国語を相互に通訳または翻訳が出来る機能

【Ⅲ 一時預かり事業にかかるシステム】

	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助対象園
④	一時保育を行う事業所における空き状況の確認や予約手続き等の業務をICT化するために要した費用	1施設当たり 1,000千円	3/4 (事業者 1/4)	一時預かり事業を実施する事業所

補助対象経費：

システムの導入に要する購入費、リース料、保守料、工事費、通信費及びその消費税

- ◆システムの導入にあたって最低限必要となる端末等の購入費も補助対象経費に含めることができます。
- ◆リース料や保守料等は、当該年度分が補助対象です。翌年度以降の料金は、当該年度中に一括で支払う場合でも補助対象にはなりません。

必須機能：

一時預かり事業にかかるシステムには、下記（ア）～（エ）の機能を全て備えていること。

- （ア）空き状況をリアルタイムで表示できる機能
- （イ）利用希望者がオンラインで予約、キャンセル手続が出来る機能
- （ウ）自動リマインド機能
- （エ）キャンセル待ちの自動繰上げ機能

◆標準的な補助金支払いまでの流れ・必要書類

